

北九州市立大学法政論集第 51 巻第 1・2 合併号（2023年 10 月）抜刷

講 演 録

わたしの死刑との闘い
～すべては北九大から始まった～

石 塚 伸 一

講演録

わたしの死刑との闘い ～すべては北九大から始まった～

石塚伸一*

はじめに～若干の経歴～

わたくしは、1954年6月24日、東京の品川区で生まれ、幼い頃は中野区で育ちました。区立鷺宮小学校、区立第八中学、開成高校へと進学し、中央大学法学部法律学科を卒業し、同大学の大学院中央大学大学院博士前期課程を修了し、後期課程を退学しました。修士論文は「受刑者の法的地位について～社会的法治国家における行刑～」です。1997年には九州大学から、『社会的法治国家と刑事立法政策～ドイツ統一と刑事政策学のゆくえ～』（信山社、1997年）で博士（法学）をいただいています。

当時のアカデミック・アルバイト・ロージツヒカイト（高学歴無職）は今より深刻でした。御多聞に洩れず、わたしも非常勤講師で教育歴をかるうじてつなぎながら、いつ決まるともわからぬ就職の機会を待っていたわけです。

突然、地縁もない、土地勘もない北九州の市立大学で刑事政策の教員公募があり、応募したところ運よく採用していただきました。1987年10月、33歳の初めての常勤就職が北九州大学法学部（当時は「市立」はありま

* 龍谷大学名誉教授／一般社団法人刑事司法未来代表理事

せんでした。）でした。心より感謝しています。

北九大では、講師採用でしたが、1989年に助教授、1995年に昇任させていただきます。在任中には、一橋大学に国内研修（1991～92年）、ゲッティンゲン大学およびマックス・プランク外国・国際刑法研究所（フライブルク）に海外研修（1992～93年）に派遣いただきました。1995年と1997年には短期間ですが、学術交流のあるゲッティンゲン大学の客員教授招聘させていただいています。

1998年に龍谷大学法学部に移籍し、2005年から12年間は大学院法務研究科、そして、2017年には法学部に移籍し、この2023年3月、定年退職するまで25年間お世話になりました。その間、法科大学院長や犯罪学研究センター長などを務めました。退職後は東京を拠点として、一般社団法人 刑事司法未来（CJF）代表理事を務めています。

わたしの研究・教育活動の多くは、受刑者の権利、死刑の存廃そして薬物政策に関わるものです。

前述の修士論文や博士論文、最初著書の『刑事政策のパラダイム転換～市民の、市民による、市民のための刑事政策～』（現代人文社、1996年）、最初の欧文論文“Todesstrafe und Lebenslange Freiheitsstrafe in Japan: Zur utilitaristischen Basis ihrer Abschaffung”（『北九州大学法政論集』第21巻3号、1994年、147～180頁）は、すべて北九大時代のものです。「北九州にダルクを呼ぶ会」（1996年）から始まった回復支援は、その後の編著書『日本版ドラッグ・コート～処罰から治療へ～』（日本評論社、2007年）や『薬物政策への新たな挑戦～日本版ドラッグ・コートを越えて～』（日本評論社、2013年）に結実しています。

今回はその中でも、わたしが日本では死刑を廃止しなければならないと確信した事件の顛末について紹介させていただきます。すべては、北九大からはじまったからです。

第1章「ある死刑判決との出会い」⁽¹⁾

1 無期懲役仮釈放者の殺人事件との出会い

わたしたちのゼミは「変わり者」集まり。個性豊かな学生や社会人の参加者の人たちと、犯罪と刑罰をさまざまな角度からウォッチングしてきた。刑事施設の参観や裁判の傍聴、「当番弁護士制度」についての講演会の主催やティーチインの企画など、実践的な活動のなかから法を「見る目」を身につけることを心掛けている。⁽²⁾

わたし自身は、かねてより学説の羅列に終始する定番の「判例研究」に強い疑問をもっていた。かつて末広嚴太郎は、「判例の研究と判例法」の中で、従来の判例研究は「名は判例研究であるけれども、実は裁判の説明に使われている学説の批評にすぎない」⁽³⁾、具体的事件において事実を精密に観察したうえで法律判断の何たるかを考えてみることで初めて「裁判官の活きた心の動き」を発見することができる、そこをねらって研究するのが本当の判例研究である、と述べている。法律学の研究者として、一度でいいから自分の手で「本当の判例研究」をやったみたいと常々考えていた。最近は大学の法学教育の中でもよく裁判を傍聴するのだが、これもどうも社会科学の域を出ないような気がする。そこで、裁判傍聴と判例研究をリンクさせたような研究・教育の新しいメソッドを模索していたわけである。

そんな折、1990年の3月、新聞でXさんの事件を知った。殺人・強盗未遂事件で無期懲役仮出獄中の被疑者が、別件の住居侵入で逮捕され、殺人について自白したという記事を読み、この事件をゼミ生と一緒に連続して傍聴してみることにした。起訴後、別件の強盗致傷を自白したというこ

(1) 拙著『刑事政策のパラダイム転換』（現代人文社、1995年）89頁以下所収。

(2) 「ゼミナル通信」（『法学セミナー』第444号、1991年12月号）参照。

(3) 末広嚴太郎『末広嚴太郎著作集I・法学入門』（日本評論社、1952年、123～141頁（125頁））。

ともあって、第1回公判（福岡地方裁判所小倉支部）が1月ほど延びたが、1990年6月から傍聴を始めた。わたしたちの最初の印象は、「こんな小柄な気の弱そうな男がなぜ？」という感じだったのだが、生育環境の複雑さや度重なる処分歴などが公判で明らかになるにつれて、事件の背景の複雑さを認識するようになった。特に、19歳のときの強盗殺人事件で服役中、身体に障害をもつ女性が自立していく様子をドキュメントタッチで描いた『典子はいま』という映画を観て感激し、自分もしっかりしなくてはと発起して模範囚となり、仮出獄を許されていた被告人が、件の主人公と同じ年頃の女性を殺めてしまったということを知り、なにやら得も言われぬ複雑な気持ちを抱いた。この事件を松尾浩也先生にお話ししたところ、「人というのは本当に『業』の深いものですねえ」とおっしゃっていたのが印象に残っている。

2 裁判傍聴と公判の展開

その後、公判廷でわたしたちは、テレビ・ドラマを見ているような場面に遭遇する。

第3回公判冒頭、被告人が発言を求め、実は殺人は自分がやったのではなく、被害者の住居に侵入したときにすでに被害者は死んでいた、と言ったのである。これまで嘘の自白をしていたのは、逆恨みをされて自分の家族が報復を受けるのを恐れていたためで、今は本当のことを言うべきだと考えている、というのだ。傍聴者もまばらな法廷に一瞬ピーンと緊張が走った。予想していたのとはいささか違った展開になりそうだった。

ところが、次の第4回公判では再度供述を翻し、「あなたがいつまでも殺っていないと言っていると、わたしたちに危害が及ぶかもしれない」という手紙を前妻からもらったので、やっぱり本当のことを言う気になったと言って、再び殺人の事実を認めたのである。これまでの公判では、物証も少なく、自白中心の裁判になりそうなので当初から心配していた。被害者が倒れかかってきたにもかかわらず、被告人が返り血を浴びていないことや、犯行後折れた凶器の包丁を被害者宅の刺身包丁と交換して放置して

くるなど凶器の処分に不可解な点がある。そして、被害者宅に侵入した動機が曖昧で、検察側も強盗殺人ではなく殺人と窃盗の併合罪で起訴している。罪体の立証についての疑問を残したまま、第4回公判を境に争点は量刑に移行していった。

その後、被告人が「性格鑑定」のために東京へ移監され、公判はしばらく中断する。その間に裁判官が替わり、手続も更新され、裁判所の構成も全く変わった。

本件判決でも引用されている死刑の適用基準を示したリーディング・ケースであるいわゆる「永山事件第一次最高裁判決」（最二小判1983年7月8日刑集37巻6号609頁）は、「死刑制度を存置する現行法制の下では、犯行の罪質、動機、態様、ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状等を併せ考察したとき、その罪責が誠に重大であって、罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には、死刑の選択も許されるものといわなければならない」と判示している。ある調査研究によれば、この基準のなかでも「被害者の数」がきわめて重要であって、強盗殺人罪で被害者が2人以上の場合は死刑の確率が50%、強盗殺人罪で被害者1人の場合には2%、殺人罪で被害者2人以上のときは死刑の確率は35%、そして、殺人罪で被害者1人のときの死刑は0%となっている（いずれも1982～84年）。⁽⁴⁾

本件は殺人罪・被害者1人で死刑が求刑されている事案であるから、まさに死刑と無期の限界事例である。その意味では、裁判官の情状に対する評価・心証が、量刑判断においてきわめて重要な意味を持つはずである。

3 つかめない裁判官の活きた心の動き

これをわたしたちが法廷で得た「印象」に照らして考えてみよう。裁判当初のおどおどした印象の被告人と、長期の拘禁のためにやや肥り、拘禁

(4) 百瀬武雄ほか「殺人及び強盗致死事件に見る量刑の変遷と地域間格差」（『法務総合研究所研究部紀要』第30号、1987年）1～23頁。

反応のためであろうか、⁽⁵⁾とても多弁になった「ふてぶてしい」印象の被告人とは別人のように思えた。事実、前半の公判を傍聴していた卒業生たちと後半を傍聴した学生たちとでは、被告人に対して全く異なった印象もっていた。判決公判だけを傍聴した学生たちのなかには「あんなひどいことをした人なら、死刑も当然」というような声もあった。裁判官の心証も、公判当初と結審直前とはかなり異なるはずである。ところが、最初から最後までこの事件につきあった裁判官は1人もいない。その意味では、判決文の平板さもやむをえないのかもしれない。わたしも1年2カ月ほど海外研修で不在だったのであまり立派なことは言えないが、ゼミ生たちが継続して傍聴し、何度も手紙をくれたおかげで、この間の事情については一応の情報を得ていた。

『ゼミ論集』作成のために傍聴記録をまとめながら、この事件を振り返ってみたが、死刑を言い渡した「裁判官の活きた心の動き」はどうもつかめてこない。おそらくは、裁判官の心証形成の断絶に現在の刑事裁判実務の構造的欠陥があるからだろう。

4 判決に至る経緯と事実の概要

さて、1993年3月、3年4カ月停止状態にあった死刑の執行が突然行われた。それも1日に3人。留学先のドイツでこのニュースを知った朝、研究室の同僚に「日本にはまだ死刑などという刑罰があるのか」と問われたときの気持ちは今でも忘れられない。留学先での講演のテーマを「日本における死刑と無期懲役」に決めて、死刑を廃止していない日本の法状況とドイツのそれとを比較検討したのも、このときの「恥辱」が忘れられなかったからである。⁽⁶⁾9月に迫った帰国後の第一の仕事はXさんの事件への対応にしようと決心したのもこのときであった。

ゼミ生たちと一緒に判決公判の傍聴に行き、裁判長が判決理由から読み

(5) 小木貞一『死刑囚と無期囚の心理』（金剛出版、1974年）参照。

(6) ISHIZUKA, S., Todesstrafe und Lebenslange Freiheitsstrafe in Japan: Zur utilitaristischen Basis ihrer Abschaffung. (『北九州大学法政論集』第24巻1号、1994年) 147～180頁。

始めたときには、とうとう死刑の言渡しに参加してしまったという共犯意識と法という名の権力の恐ろしさを今さらながら痛感し、いささかドイツぼけで、机の上だけのペダンチックな勉強や、横文字を縦にするだけの比較法に閉じ込めようかと思っていた自分に腹立たしきすら感じた。

ともあれ、判決の日には、一審の主任弁護人に大学に来ていただいてティーチインを開催し、この事件についてみんなで考える機会をもった。その折、弁護人が即日控訴を提起されたことをうかがい、舞台が高裁に移った後も、わたしたちのゼミではこの事件を追い続けることを確認した。ところが、同年10月17日にテレビの午後6時のニュースを見ていると、X被告人が控訴を取り下げたと報じられているではないか。びっくりしてあちらこちらに電話すると事実のようで、ここでもまた刑事裁判を甘くみていた自分が情けなくなった。

まず、事実の概要を整理しておくことにする。

[事実の概要]

訴訟記録や法廷傍聴から得た事実関係は、次のとおりである。

被告人は、1950年に生まれた。家庭環境が複雑だったこともあり、小学生時代から万引きなどの問題行為を繰り返していた。彼にとって家は安住の地ではなく、学校も面白くなかったので、家出を繰り返していた。

中学校を卒業後、家業を手伝っていたが、学校荒らしなどをして保護観察処分が付された。しかし、態度の改善が一向にみられず、非行を繰り返したため、少年院送致など処分歴を重ねていった。そして、特別少年院を仮退院した翌年、ホテルに強盗に入り、2人を殺傷する事件を犯した。その結果、無期懲役の判決を受け、熊本刑務所に収容されることになった。

刑務所内である男性と出会い養子縁組をしたことで身元引受人ができ、模範囚として服役していたこともあって、1987年には仮出獄が認められた。仮出獄後結婚し、平穏な生活を送っていた。

しかし、仕事で出張した折、同僚に競艇を教えられその面白さを知った。その後、ちょっとした事件で家庭内にも不和が生じ、子どもたちと別居す

るに至った。それ以降、妻と不仲になり、鎮痛剤を大量に服用するようになり、多いときには一度に10錠も飲んでいった。また、その頃から競艇に金をつぎ込み、借金を重ねるようになった。

1990年3月6日午後2時半頃、競艇場から帰宅した被告人は、生活費やボートのための金品を盗もうとして、自宅のアパート1階にあるA女方に侵入した。ちょうど帰宅したA女に発見され、説得されると「自首する」と言って、その場を立ち去った。

同月12日午後3時20分頃、競艇で負けて所持金が少なくなっていたXは、門司港駅付近において、たまたま通りかかったB女から金品を奪うために鉈の峰で頭部や顔面を殴り、現金500円の入ったショルダーバッグを奪った。B女は全治2カ月の重傷を負った。

上記犯行後、一度自宅に戻ったが、午後5時頃もう一度出かけた。午後6時15分頃、文化包丁・パール・軍手の入ったショルダーバッグを持って、かねてより興味のある特長のある建築の家であるD女宅に侵入した。室内物色中に帰宅した娘C女（当時25歳）に発見されたため、口をふさいで頸部めがけて包丁で数回突き刺し、殺害した。娘C女は、Xにもたれ掛かるように倒れたが、Xが包丁を頸部に刺したまま離さなかったため、包丁の先端が胸部内で折れた。Xは折れた包丁を台所の流し台の上に置き、代わりの包丁を見つけ出し、血のついた軍手で室内をさらに物色し、現金2,300円等を奪った。

その直後、Xは玄関から逃げようとしたが、母D女が帰って来た。侵入したサッシの窓から屋外へ出たところで、D女に発見され相対した。「あんた誰」と問いただされると逃げようとしたが、D女に腕をつかまれ「警察に行きましょう」と言われたため、D女の頸部めがけて包丁で1回突き刺した。D女は気管完全裂傷などの全治約2カ月の重傷を負った。

上記事件直後、自分の軽自動車の方向へ逃げたが、たまたま通りかかった看護学校生のE女に犯行を目撃されたため、口を封じるためにE女の後頭部をパールで殴打した。さらに昏倒したE女から現金2,000円の入ったショルダーバッグを奪い車で逃走した。E女は、後頭部割創など全治

10日の傷害を負った。

5 判決の言渡しと判決文の検討

(1) 判決当日の裁判所

X被告人に対する第22回判決公判は1993年10月27日15時から始まった。当日かなりの傍聴者が予想されたため、法廷は、いつもの301号法廷から大きな201号法廷に移され、14時50分頃入廷が許された。わたしたちも、裁判官席に向かって左の一番前の席に座ったが、わたしの右、傍聴席中央の最前列に被害者の家族が並んで座っていた。開廷前の約1分間を使って報道関係者に対する写真撮影が許可されたが、裁判長は、やや緊張の様子。右陪席裁判官も少し落ちつきがないように見えた。左陪席裁判官は平静を装っていた。わたしたちも、やや緊張してこれから始まる出来事を固唾を飲んで待ちかまえていた。捕縄をされた被告人がいつもより多い7・8人の矯正職員たちに囲まれて入廷し、被告席に着いた。裁判所の職員もいつもよりたくさんいたようである。

法廷職員が、100人近く集まった傍聴人に向かって、よく通る声で「キリーツ」と言うと、一斉に傍聴人が立ち上がり、少しざわめきながら着席した。法廷職員が、静粛にするようにという意味だったのだろう、立ち上がったのぞき込むように傍聴席に目を配ると、傍聴席はこれを察したかのようにシーンとなった。

開錠された被告人が、矯正職員に促されて被告席から証言台へと向かうと、裁判長は、「被告人は着席して判決をきくように」と指示し、「理由。被告人の経歴と犯行に至る経緯……」と朗読を始めた。法廷の一部に「ふー」というため息とも、ざわざわとした不思議な空気が流れた後、息苦しいような静寂につつまれた法廷の中を裁判長のかすれたような小さな声が淡々と流れ続けた。わたしは、気を取り直して耳を澄まし、判決の論旨を追おうとしたのだが、左胸の鼓動を周囲の人に気づかれないように平静をよそおわなければならなかった。

そして、最後に裁判長が「現行刑罰制度の下において、当裁判所は、被

告人に対し極刑をもって臨むほかはないと思料する。よって、被告人を死刑に処する」と告げると法廷は少しざわめいた。「押収してある銃1丁（平成2年押第91号の18）を没収する。押収してあるテレホンカード1枚（平成2年押第91号の15）および手提げバッグ1個（同号の16）は被害者Eに、手提げバッグ1個（同号の19）は被害者Bにそれぞれ還付する」と附加刑の言渡しが終わると、傍聴席は、この判決は有罪判決ですからまだ何か起こるのではないかと窺うような雰囲気になった。裁判長は、被告人に対して「被告人は、14日以内に控訴してください」と言ってから、「いや、控訴することができます」と少し慌てたように訂正し、「控訴するときには、弁護士と相談して、福岡高等裁判所に控訴してください」と確認するようにつけ加えた。

(2) 判決文の検討

「判決理由」は、被告人の経歴と犯行に至る経緯、犯罪事実、証拠、争点に対する判断、法令の適用および量刑の理由から構成されている。⁽⁷⁾

経歴と経緯については、ほとんど検察官の主張がそのまま認められている。被告人と元妻との証言がくい違っていた、家庭内の不和から競艇に熱中するようになったのか、それとも経緯はこれと逆なのかについては、「競艇→借金→家庭内不和」という流れが認定された。

犯罪事実についても、検察官の主張がほぼ認められているが、「D方を眺めるうち、屋根の形や構造に特徴があるのに興味を覚えたので、車を降りて同女方に近寄ったところ、車庫には自動車はなく、部屋には明かりは付いていなかったため、家人は出掛けていると思い、同女方に侵入して金銭等を窃取しようとした」とされている。侵入後、娘C女に発見されたので「このまま同女に騒がれては警察に捕まり、元の刑務所暮らしに逆戻りして、一生刑務所から出られなくなってしまうと考え、矢庭に同女

(7) 平成5年10月27日宣告（平成2年（わ）第211号、第257号、第359号 住居侵入、殺人、窃盗、強盗殺人未遂（窃盗、強盗殺人未遂につき、変更後の訴因強盗殺人未遂）、強盗致傷被告事件）

を殺害しようと決意し、左手で同女の口を塞いだまま、右肩に掛けていたショルダーバッグの中から取り出した文化包丁（刃体の長さ約18センチメートル）を右手に握って、カ一杯同女の頸部付近目掛けて続け様に数回突き刺し、よって、そのころ、同所において、同女を右頸部刺創に基づく失血により死亡させた。その後、金目の物を盗むため、2階に上がって各部屋を物色し、バッグの中から2,300円を盗取したことになる。玄関から誰かが帰宅したような物音が聞こえたので、逃走しようとして母D女と玄関前で相対して「あんた誰。Cちゃんに変なことをしたのではないでしょうね」などと詰問され、もみあいになったので、ショルダーバッグから刺身包丁（刃体の長さ20.7センチメートル）を取り出し、「逮捕を免れる目的で殺意をもって、頸部を一突きして重傷を負わせ、目撃者であるE女をショルダーバッグの中から取り出した鉄製カジヤ（前長約30センチメートル、重量約365グラム）で、罪証湮滅の目的で殴打して、昏倒させ金品を強取したもの」とされている。

問題は、折れた文化包丁がD女宅の台所に放置され、これと台所にあった刺身包丁を交換して、室内を物色し、D女を刺身包丁で刺すという一連の行為が合理的ではないこと、E女を殴打したカジヤ等も発見されていないこと、そして、文化包丁が折れるほどC女を刺しているにもかかわらず、返り血を浴びていた様子が被害者の証言の中にはまったくみられないこと、など事実面にも疑いが残っている。

争点であった①娘C女に対する殺意が未必的故意であった、②母D女に対しては殺意がなく、また、逮捕を免れる目的も欠くので事後強盗も成立しない、③目撃者E女に対しては、D女宅における窃盗とは無関係、かつ、罪証湮滅の目的もなく事後強盗にはあたらない、④被告人が限定責任能力状態にあった、とする弁護側の4つの主張については、いずれも否定し、検察官の主張を全面的に認めている。

法令の適用について重要なことは、強盗殺人の未遂と強盗傷人では罪種が異なるということである。死刑の量刑に際しては、強盗殺人なのか殺人なのかで決定的な違いがある。また、娘C女に対して強盗殺人と認定で

きなかった事情についても、十分検討されているとは思われない。

量刑の理由については、①犯行の動機、②犯行の態様と結果、③被害者側の事情、④社会的影響、⑤被告人の犯行後の態度、および⑥被告人の性格・犯罪性向の6つの点をいわゆる最高裁「永山判決」の基準に照らして検討し、死刑の結論に至っているがしかし、②の犯行の計画性が認められないために「計画的犯行にも準じて考えられる」とする独自の見解が展開されている。また、⑤について公判廷で被告人が事件の核心部分について記憶がないとしている点を「不自然で弁解がましい」として否定的に評価している。さらには、⑥について「早幼児期脳障害」が恵まれない家庭環境のなかで精神病質へと展開していったことを認めながら、この種の障害の余後が良好であるとか、自らの更生努力で立ち直ることが可能であったとして、個人の責任を強調し、仮出獄後の「恵まれた環境を破壊し、他からの援助協力にも背を向け、遂には前刑事犯を上回る同種凶悪犯罪を敢行するに至ったことは、被告人の自業自得の所業にほかならず、最前前期脳障害の素因や生育環境の不良の影響よりも被告人自身の負うべき責任の度合いが圧倒的に大きいと考えられる」とし、「被告人の犯罪性向は極めて強固であるというべく、現下の矯正方法をもってしては容易に改善不可能と認めざるを得ない」と断定している。「改善不可能」という判断が、科学的に行われることを今の裁判所に期待すること自体が無理なのかもしれないが、結論部分で「罪刑均衡の見地からして、殊に、被告人は、前に強盗殺人、強盗致傷、強盗の罪を犯して無期懲役に処せられた者であり、その仮出獄中に前刑事犯を上回る同種凶悪な犯罪を犯すに至った被告人に対し前刑と同じ無期懲役を科すことは、社会正義の観点から容認できない」としていることから、「はじめに死刑ありき」の裁判だったのかとの印象は払拭できない。

6 「弁護の空白」と人権救済の申立て

死刑について存置の立場をとるか、廃止の立場に立つかを問わず、少なくとも三審制の制度趣旨に鑑れば、最高裁まで審理を尽くすべきであると

する見解が有力である。⁽⁸⁾このままでは、一審で死刑判決が確定してしまう。被告人の控訴取下げの無効や撤回を争おうにも、弁護人が選任されていない状況では何の手も打てない。万策尽きたかと思っていた矢先に、弁護士会への「人権救済の申立て」という最後の手段があるとの助言をいただき、同月 18 日に取り急ぎ申立てをした。

本件は、必要的弁護事件であるにもかかわらず、二審の国選の選任までに 1 カ月以上もかかるという実務慣行が刑事弁護の「空白」を生み出している。その意味では本件は、日本の刑事裁判がシステムとして完璧なものではないことの証左でもある。さらに、最近『死刑廃止論』を著されて、積極的にこの問題に取り組まれている団藤重光元最高裁判所判事のおっしゃる「合理的な疑いを入れない証明」というハードルは超えているが、それでも有罪であるとして死刑判決を言い渡すには「一抹の不安」が残ってしまうとの懸念は⁽⁹⁾、完璧ではない人間が完璧ではない制度を運用している以上、避けられないことなのではないか。本件の判決に即していえば、公判開始当時と判決公判の時点では、裁判長をはじめとして 3 人の裁判官全員の顔ぶれが変わっており、また、検察官も捜査・起訴に関わった検察官と論告求刑時の検察官とは異なる。訴訟法上違法ではないが、完璧の要求される死刑事件において妥当でないことは明らかである。

7 1995 年 6 月 28 日最高裁決定

福岡弁護士会は、前記の人権救済について勧告を發した。また、国選弁護の「空白」問題については、日弁連と法務省・最高裁の協議が始まったが、結論には至らなかったようである。仄聞するところでは、費用負担で

(8) 斎藤静敬『新版・死刑再考論』（成文堂、1980 年）は、「死刑は回復不可能であるから、すべての死刑判決は、自動的に最高裁判所において義務的に事後審査をするように、手続的な保障を規定することが必要である」とする（283 頁）。ここで重要なのは、処分の重大性と手続の慎重さが比例すべきであるという原理をどう具体化するかということである。したがって、「死刑でも、罰金でも、誤判が許されないという点では同じ」というような「べき論」では解決にはならない。

(9) 団藤重光『死刑廃止論〔第三版〕』（有斐閣、1993 年）76 頁。

国と弁護士会の折合いがつかなかったようである。

そんな中、1995（平成7）年6月28日、最高裁判所第二小法廷は、「死刑判決に対する上訴取下げは、上訴による不服申立ての道を自ら閉ざして死刑判決を確定させるという重大な法律効果を伴うものであるから、死刑判決の言渡しを受けた被告人が、その判決に不服があるのに、死刑判決の宣告の衝撃及び公判審理の重圧に伴う精神的苦痛によって拘禁反応等の精神障害を生じ、その影響下において、その苦痛から逃れることを目的として上訴を取り下げた場合には、その上訴の取下げは無効とするのが相当である。けだし、被告人の上訴取下げが有効であるためには、被告人において上訴取下げの意義を理解し、自己の権利を守る能力を有することが必要であると解すべきところ（最高裁昭和29年（し）第41号同年7月30日第二小法廷決定・刑集8巻7号1231頁参照）、右のような状況の下で上訴を取り下げた場合、被告人は、自己の権利を守る能力を著しく制限されていたというべきものだからである」⁽¹⁰⁾との判断を示した。⁽¹¹⁾

同決定の趣旨からすれば、本件の場合にも、長期の拘禁と薬物の影響で判断能力を欠いており、また、必要的弁護事件であるにもかかわらず、弁護人の援助を受けることなく、死刑判決に対する控訴を取り下げて死刑を確定させてしまった被告人の訴訟行為は、自己の権利を守る能力を著しく制限された状況下での訴訟行為であるから、同控訴取下げは無効であり、控訴を再開すべきことになる。

本件の場合には、審理の再開を求めるべき弁護人が選任されていないの

(10) 最二小決1995（平成7）年6月28日（平成6年（し）第173号訴訟終了宣言決定に対する意義申立て棄却決定に対する特別抗告事件、刑集49巻6号785頁。

(11) 同決定に関するコメントとしては、中谷雄二郎「死刑判決の言渡しを受けた被告人の控訴取下げが無効とされた事例」（ジュリスト1075頁、1995年）138～139頁、藤田昇三「死刑判決の言渡しを受けた被告人の公訴取下げが無効とされた事例」（研修572号、1996年）15～24頁、松本一郎「死刑判決に対する上訴取下げの効力」（ジュリスト増刊・平成7年度重要判例解説、1996年）171～172頁参照。弁護人のコメントとして、岡崎敬「死刑事件被告人の控訴取下を無効とした最高裁決定」（季刊刑事弁護4号、1995年）166～168頁などを参照。

で、福岡高等裁判所は、職権で手続を再開し、すみやかに国選弁護人を選任すべきことになる。

第2章「刑事確定訴訟記録の閲覧と学問の自由」

はじめに

前章で述べたように、1993年10月27日、福岡地方裁判所小倉支部において、住居侵入・殺人・窃盗・強盗殺人未遂・強盗致傷被告事件の被告人に対して死刑の判決が言い渡された。死刑事件については、生命剥奪という刑の特性から慎重な審理が求められる。多くの死刑事件では、控訴・上告を経て確定に至る。ところが、本件は、被告人が控訴を取り下げたために死刑が確定した。

また、本件は二審の国選弁護人が選任される前の「国選弁護の空白」期間に確定した。公判中に妻と離婚し、家族との関係も途絶えていたため同氏を支援する者は誰もいなかった。そこで、わたしが福岡弁護士会に人権救済を申立てた。

1995年3月、公判の傍聴だけでは明らかにならなかった数々の疑問を解決するため、刑事確定訴訟記録法（以下「記録法」という。）に従い、福岡地方検察庁小倉支部において死刑確定記録と無期懲役確定記録の閲覧を求めた。⁽¹²⁾ところが、地検小倉支部は、「死刑判決については閲覧できないことになっている」と回答した。記録法には、死刑確定記録について閲覧を禁じるというような規定はないにもかかわらず、「記録はすべて法務省本省に行っている」とのことであり、事実上、死刑確定記録については、死刑の執行まで記録が閲覧できないことになっている。「それでは、正式に文書で閲覧申請をしますから、不許可処分をください」と言って申請書をもってきたことで事件は始まった。以下で申立人とは筆者のことである。

(12) 詳しくは、前章を参照。

1 準抗告にいたる経緯

申立人は、1995年4月14日付でX氏の住居侵入・殺人・窃盗・強盗殺人未遂・強盗致傷被告事件等の刑事確定訴訟記録の閲覧を求め、同年5月16日付で不許可の通知を受けた。同年6月28日、申立人は検察官の閲覧不許可処分が、裁判の公開の原則、国民の知る権利、学問の自由などの憲法上の基本的な原則や権利への配慮を欠いた違憲な処分であり、かつまた、死刑確定記録であるからという理由だけで閲覧を認めないことは、記録法2条の定める「検察官の保管義務」を懈怠し、裁量権を著しく逸脱する違法な処分であることを理由に、同不許可処分の取消しと関連記録の閲覧・謄写を求め準抗告を福岡地方裁判所小倉支部に申し立てた。¹³⁾

当初、裁判所は単独事件として審理していたようである。しかし、この種の事件が福岡高裁管区では初めての事件であったことから、裁定で合議で審理することになった。その後、裁判所は、検察官に意見を求め、これに対して同年7月26日付で「意見書」が提出された。¹⁴⁾ 申立人は、10月の下旬に同意見書の開示を受けたが、裁判所は同年10月2日付で検察官に更なる釈明を求めている。その後、申立人は複数回裁判所に連絡したが、検察官の釈明書はまだ提出されていないとのことであった。

ようやく、同年12月14日付で検察官の「釈明書」が提出され、申立人に開示された。¹⁵⁾ 早速、釈明書に目を通したところ、検察官は、準抗告の申立て以降に申立人に関する情報収集活動を行い、申立人が死刑廃止論者であることや学会における発言・配布資料等を引用して申立人の研究活動を非難し、それを不許可処分を正当化する根拠にしていた。すぐに裁

13) 1995年6月28日付「準抗告申立書」参照。なお、同申立書には、①「〈特集〉門司母娘殺傷事件について」(『第六回石塚ゼミ論文集』1994年)31～90頁、②「1995年4月4日付『保管記録閲覧請求書』(写し)」、③「1995年5月16日付『閲覧一部不許可通知書』(写し)」、④「1995年2月7日付『刑事訴訟確定記録の閲覧及び謄写の申請』について(写し)」、⑤「同添付資料『本件に関連する主な著作』(写し)」を添付した。1995年6月28日付新聞各紙の報道も参照。

14) 1995年7月26日付(検察官)「意見書」

15) 1995年12月14日付(検察官)「釈明書」

判官に面会を求めて、「このような学問の自由に対する侵害は甘受できないので、検察官に注意を与え、しかるべく対応していただきたい」と伝え、検察官「意見書」および「釈明書」に対する申立人の意見と反論を裁判所に提出すると告げた。その後、申立人は12月26日付で裁判所に「意見書」を提出した。⁽¹⁶⁾ さらに、申立人は、九州法学会と北九州大学に対しても前述のような検察の諜報活動があった事実を報告し、しかるべく対処するよう求めた。⁽¹⁷⁾

2 刑事確定訴訟記録の閲覧

刑事事件の確定訴訟記録については、刑事訴訟法53条が「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と定め、その保管等については「別に法律でこれを定める」としていた。ところが、記録の保管者を裁判所とするか検察官とするかについて最高裁判所と法務省との間で意見の対立があり、40年間法律が制定されていなかった。その間、暫定的な措置として法務省刑事局長通達等によって保管事務が運用されてきたが、相次ぐ死刑再審無罪事件によって、刑事確定記録の重要性が再確認されたこともあり、刑事確定訴訟記録、刑事再審記録および刑事参考記録の保管・閲覧、ならびに、検察官の処分に対する不服申立てについての基本的事項を定める『刑事確定訴訟記録法』が、1987年第108回国会において成立し、翌88年1月1日から施行された。⁽¹⁸⁾

しかし、立法の当初から、①事件の終結後3年を経過したとき、②閲覧が公の秩序または善良の風俗を害するおそれのあるとき、③閲覧が犯人の改善更生を著しく害するおそれのあるとき、④閲覧が関係人の名誉または生活の平穩を著しく害するおそれのあるときのいずれかにあたるとされる場合には、原則として訴訟記録の閲覧を認めないとするなど閲覧権が著し

(16) 1995年12月26日付（申立人）「意見書」参照。

(17) 1995年12月26日付新聞各紙の報道を参照。

(18) 押切謙徳＝古江頼隆＝皆川正文『注釈刑事確定訴訟記録法』（ぎょうせい、1988年）「序」参照。

く狭められているとの批判があった。⁽¹⁹⁾ なお、記録の謄写については、同法の問題とは別個に許可するような措置がとられることが予定されていたが、⁽²⁰⁾ 現実には、例外的に弁護士に許される以外には、フォト・コピー等の措置は認められず、謄写許可といっても「手書き」の筆写のみを認めるだけであった。

実際に運用され始めても、警察官の職権濫用罪に関するジャーナリストの閲覧請求を認めなかった事例（いわゆる「江川事件」）や、金丸信前自民党副総裁の政治資金規正法違反事件に関する自由人権協会理事の閲覧請求を認めなかった事例（いわゆる「金丸事件」）のように、検察官は刑事訴訟法 53 条 1 項但書の「記録の保存又は裁判所若しくは検察庁の事務に支障のあるとき」という規定を広く解してその閲覧を厳しく制限し、裁判所もこのような検察実務を追認する傾向があった。また、弁護人による関連事件の刑事裁判の確定訴訟記録の閲覧請求についても、「検察事務の支障」を広く解して拒否した検察官の不許可処分を追認した一連の決定がある。⁽²¹⁾

刑事確定記録の閲覧不許可処分に対する不服申立てとしては準抗告が認められているので（法 8 条）、この種の準抗告訴訟が具体的なリーディング・ケースとなっている。これらに関する特別抗告事件において最高裁は、すでに、憲法 82 条〔裁判の公開〕は、「刑事確定訴訟記録の閲覧を権利として要求できることまでを認めたものではない」と判示している⁽²²⁾、抽象的な憲法論議では申立人はあまり勝ち目はない。したがって、個別の事

(19) 中村泰次 = 弘中惇一郎 = 飯田正剛 = 坂井眞 = 山田健太『刑事裁判と知る権利』（三省堂、1994 年）1～2 頁。

(20) 「第 108 回国会参議院法務委員会会議録」の猪熊重二委員の質問に対する岡村泰孝政府委員の答弁（上掲書「資料」255 頁）参照。

(21) 「刑事訴訟法第 53 条第 1 項但書および刑事確定訴訟記録法第 4 条 1 項の『検察庁の事務』には、関連事件の捜査・公判に不当な影響を与える場合も含まれる」とする裁判例がある。捜査については、東京地決 1992（平成 4）年 10 月 26 日（判例時報 1452 号 19 頁）、公判については、名古屋地決 1990（平成 2）年 6 月 30 日（同上）、浦和地決 1992（平成 4）年 5 月 14 日（同上）参照。

(22) 最決 1990（平成 2）年 2 月 16 日（判例時報 1340 号 145 頁）。

案ごとに検察官の不当な処分をチェックしていくことが、市民の法実践活動としてはきわめて重要であり、下級審の裁判所にはこれに真摯に対応することが期待されることになる。

3 死刑確定記録の閲覧

死刑判決の執行については、刑事訴訟法は特別の規定を置き、その執行は法務大臣の命令によることとされ、命令は判決確定の日から6月以内にしなければならないとしている。しかし、上訴権回復、再審の請求、非常上告、恩赦出願・申出などがなされ、その手続が終了するまでの間や共同被告人の判決が確定するまでの期間は、その期間に算入しないこととしている（刑事訴訟法475条1項）。死刑制度を存置する現行法制の下では、死刑の執行までにこのように慎重な手続を設けていること自体は当然のことである。しかし、そのために死刑確定記録をすべて法務省本省に送ってしまい、死刑の執行までは「検察庁の事務に支障がある」として閲覧を許さないとすれば、死刑確定記録については一切閲覧を認めないことになってしまう。ましてや、立法過程においても問題となったが、刑事確定訴訟記録法は、原則として確定後3年を経過すると記録の閲覧は認めないこととしている。現在、死刑については、判決の確定から執行までに10年程度はかかるので、死刑事件についての確定記録の閲覧は事実上不可能になってしまう。このような問題は、立法当時から予想されていたことであるが、立法者は、相次ぐ死刑再審無罪事件への反省から、再審の可能性を確保するためにも、広く保管記録の閲覧を認め、必要があれば再審記録に指定して、手続の慎重を期したものと解するのが妥当であろう。したがって、死刑確定記録について閲覧の可能性を一切閉ざす現行の検察実務は、検察官の記録法2条に反して違法である。

4 検察官による学問の自由の侵害

このような実務の問題性を主張して準抗告を申し立てた申立人に対し、検察官は訴訟妨害行為を行ってきた。1995年6月24日北九州大学で開催

された九州法学会において、申立人は、別の事件に関する確定記録の閲覧によって得られた成果を用いて学術的観点から報告を行った。検察官は「釈明書」の中で、報告の冒頭で申立人が「前に報告された方の解釈論をめぐる理論的な報告と比べると、報告者の研究報告は、ケース・スタディーであり、若干ジャーナリスティックに聞こえるかもしれませんが」という文脈で述べた言葉の片言を引用して、「申立人は学術研究を標榜して、みずから他の目的に閲覧した記録を利用したことを自認している」と非難していた。また、当日配布したレジュメの中に、閲覧した記録を用いて作成した診察記録や動静記録が要約されており、その中に被害者の知的能力に関する記述があることをさして、プライバシーに配慮せず、閲覧記録を公表したと非難している。⁽²³⁾ これらはすべていわれのない非難であって、申立人は、被害者や被告人などの名前を匿名とし、聴衆である研究者に対しては、「プライバシーについては研究者としての良識で配慮していただきたい」と断ったうえで、報告との関連で必要最小限の事実を示している。⁽²⁴⁾ また、検察官は、「釈明書」の中で、「申立人は死刑廃止論者であり、みずからの信条を実現するために、死刑を妨害するために学術目的を標榜しているにすぎない」と主張しており、検察官みずからが思想・信条による調査を行い、その結果を用いて差別的な閲覧不許可を行ったことを認めている。

自らなした不許可処分を正当化するため、学問の場である大学で行われた学会報告の席上に配下の者を送り込んで諜報活動を行い、それによって得た

(23) 九州法学会における報告は、「城野医療刑務所看護士長暴行（特別公務員暴行致死？）事件について——精神医療の権威と行刑の密行主義の『はざま』で」と題する報告であり、1995年3月に10回にわたって閲覧した確定記録に基づくものである。詳しくは、拙著「実践篇」149頁以下参照。

(24) 「刑事訴訟記録閲覧者の心得」には、「記録閲覧により知り得た内容を閲覧申請書に記載した『閲覧の目的』以外に使用しません。また、知り得た内容を公表する際に関係者の氏名を伏せる等その名誉の保護に特段の配慮をします」との誓約事項が記されている。もちろん、申立人は「学術目的」のために使用し、上記のような配慮も怠ってはいない。

情報を釈明書の中で臆面もなく引用するというあからさまな学問の自由に対する侵害を許してはならないとこの時決意した。⁽²⁵⁾

5 1996年3月28日福岡地方裁判所小倉支部決定

1996年3月28日、福岡地裁小倉支部は、福岡地検小倉支部検察官が申立人に対して行った、X氏に対する2件の刑事確定訴訟記録の閲覧を不許可とする処分を取り消し、申立人に対して同確定記録を閲覧させなければならない、とする決定を言い渡した。その理由の要旨は以下である。

検察官の主張を前提とすると、およそ死刑事件については死刑執行まで記録の閲覧の機会が全く奪われてしまうことになる。そして、わが国においては、確定から長年の年月を経て死刑執行に至るのが通常であるから、ほとんどの場合、確定後長年にわたり記録を閲覧することはできないことにならざるをえないが、このような事態は、憲法82条に定める裁判公開の原則を拡充し、裁判の公正を担保するとともに、国民一般の裁判に対する理解を深めるために規定された刑事訴訟法53条および刑事確定訴訟記

(25) 最近の法務省の情報操作には、首を傾げたくなるようなことが少なくない。いわゆる「オウム事件」をめぐる一部のマスメディアの報道姿勢や、検察OB等を利用して行われる意図的な情報のリーク、さらには、死刑執行に関する頑迷な態度と極度の秘密主義は、その一例にすぎない。このような態度は、国民にできる限り情報を公開し、民主的なプロセスを通じて意思決定をしていこうとする時代の潮流に逆らうものであり、国民を愚衆視する不遜な態度を示すものである。

学術研究の目的の一つは、憶測や直感による世論の誤りを正し、経験的事実をして真理を語らしめるところにある。そのためには、綿密な事実の調査が不可欠であり、刑事裁判の傍聴や確定記録の調査、訴訟関係人からの聴き取り調査は、その重要な手段である。瀧川事件のような学術研究に対する国家の不当な干渉が学問の自由を脅かし、大学人が自ら大学の自治を否定していったという歴史的経験を共有するわたしたちは、二度と過ちを繰り返してはならない。

破壊活動防止法の団体適用が具体的日程に上るような政治的・社会的状況のなかで、わたしたち研究者が発言を自粛し、自らの言論活動を呪縛するようなことがあってはならない。今回の検察官による国民の知る権利の侵害や学問の自由に対する不当な介入は（1996年6月）、わたしたちが戦後50年をかけて培ってきた民主主義に対するあからさまな挑戦である。

録法4条の趣旨を著しく没却するものである。

また、検察官主張の前記事務遂行のために本件死刑事件記録が必要であるとしても、短期間閲覧に供することもできないほど、常に必要であるとまではうかがわれないところ、刑事確定訴訟記録法にいう保管検察官は、保管者としての権限に基づき、保管記録の閲覧の日時等を指定することができる（刑事確定訴訟記録法施行規則12条1項）のであるから、検察官主張の前記事務に支障の少ない日時等を選んで右記録を閲覧させることは可能である。また、検察官主張の前記事務遂行のためには、本件死刑事件記録を複写してその複写物を一時的に代用することも十分可能であると考えられるから、そのような措置を講じて右記録を閲覧に供することもできる。

決定は、閲覧を認めると、X氏の安定した心情を乱し、逃走、自傷、自殺、職員に対する殺傷事故などに及ぶおそれが認められ、このような事態が生じれば、死刑を適正に執行することは困難となり、検察庁の事務に支障が生じるとの検察官の主張に対しては、「申立人が本件死刑事件記録を閲覧する事によって、本件の元被告人の心情が乱され、死刑を適正に執行することが困難になると認定し得る資料はない」として、検察官の主張を斥けている。

また、保管記録の閲覧は、関係人の名誉または生活の平穩を著しく害するおそれがあるとの検察官の主張に対しては、申立人が「法律学の研究と教育のため、本件死刑事件の公判を継続して傍聴し、判決確定後も、その事実認定、量刑、確定までの訴訟手続に問題がなかったかを検討したいと考えて、本件死刑事件記録及び本件無期懲役事件記録の閲覧を請求したものである」として閲覧目的が学術研究にあることを認めた。

さらには、申立人は、本件の元被告人に対する死刑執行を阻止することを目的として本件死刑事件記録の閲覧を請求しているものであって、純粋な学術研究を目的とするものとは認められないとの検察官の主張に対しては、「そのような事実を認めるに足りる資料はない」として検察官の主張を全面的に否定している。

決定は、「申立人の前記のような閲覧の目的に照らすと、本件死刑事件記録全般につき閲覧する必要があると認められるとともに、申立人に右記録全般の閲覧を認めたとしても、それにより生じるおそれのある弊害の内容・程度は軽微であると考えられる」として、閲覧目的と閲覧の範囲、それによって生じるおそれのあるプライバシーの侵害の内容と程度を検討し（審理の過程では、閲覧によって侵害されるとされるプライバシーの侵害の程度と範囲について検察官に積明を求め、申立人にも閲覧の目的・必要性、閲覧を望む範囲について意見を求めるなど、慎重に検討している）、「閲覧の目的・必要性、閲覧によって生じるおそれのある弊害の内容・程度等を勘案」し、申立人には、記録法4条2項但書の閲覧についての「正当な理由」があると認め、検察官の閲覧不許可処分は違法であるとした。

検察官は、同年4月2日、上記の決定を不服として、最高裁に特別抗告を申し立てた。⁽²⁶⁾

6 1996年9月25日最高裁判所第一小法廷決定

本件は、第一小法廷に係属した。原審申立人からも意見書を提出するため、1996年4月に最高裁において検察官の特別抗告申立書を閲覧した。記録法では刑事事件を想定した準抗告手続が準用されているため、手続構造が対審化されていない。不服申立てについても法の不備があることも明らかとなった。この点も含め同年4月22日付で意見書と要望書を提出した。⁽²⁷⁾

1996年9月25日付で最高裁は、検察官の特別抗告を棄却する決定を言い渡した。⁽²⁸⁾

本決定は、検察官の憲法違反の主張、判例違反の主張のいずれも斥けているが、「なお書き」によれば、職権によって刑訴法411条について調査した結果、「いまだ刑訴法411条を準用すべき場合にあたるとまでは認め

(26) 事件番号は、平成8年（し）第50号。

(27) 1996年4月25日付〔申立人〕「意見書」および「要請書」

(28) 1996年9月25日付最高裁判所第一小法廷決定参照。

られない」と述べている。

検察官が記録法4条2項4号に関連して記録を閲覧させることは「犯人の改善及び更生を著しく害する」おそれがあるとしていることから、記録の閲覧とプライバシーとの関係が争点となった。原審も認めているように、「閲覧の目的・必要性、閲覧により生じるおそれのある弊害の内容・程度等」を勘案して、「正当な理由」があるならば閲覧は認められる。したがって、死刑確定記録についても「正当な理由」があればその閲覧は認められるべきであるとの最高裁の判断が示されたと理解してよいであろう。

7 裁判記録と情報公開

当時、薬害エイズをめぐる厚生省の不明朗な対応や「もんじゅ」の原子力発電所の事故をめぐる、政府機関の情報隠しが批判を受けていた。地方レベルでは、情報公開条例を活用して、市民オンブズマンが官官接待やカラ出張の実態を明らかにするなどの成果を上げていた。国民の知る権利を保障することが、民主主義を育てていくために不可欠であるとの認識が共有されるようになっており、情報公開法の制定も具体的日程に上った。⁽²⁹⁾

裁判についていえば、憲法82条が裁判の公開を認め、民事訴訟法151条が「何人も訴訟記録の閲覧を裁判所書記官に請求することができる」と定め、刑事訴訟法53条が、「何人も、被告事件の終結後、訴訟記録を閲覧することができる」と定めていることの意味を再確認する必要がある。情報公開問題に関する行政改革委員会行政情報公開部会の審議において、法務省は、1987年に制定された刑事確定訴訟記録法は、法務省の情報公開の努力の一つの例であると述べている。同年制定された『公文書館法』

(29) 松井茂記『情報公開法』（岩波新書、1996年）、同『裁判を受ける権利』（日本評論社、1993年）、堀部政男編『〈ジュリスト増刊〉情報公開・個人情報保護』（1994年）、國井和郎教授「判決原本利用とプライバシー保護」（ジュリスト1078号、1995年）15～19頁、「〈特集〉情報公開法制定への課題」（ジュリスト1093号、1996年）13～51頁、「〈特集〉情報公開法がやってくる！」（法学セミナー40巻7号、1995年）13～51頁など参照。

においても、公共機関の作成した資料が市民の共通財産であることが認められている。司法資料についても、民事判決の原本を歴史的な資料として保存・保管するための努力が進められていた。⁽³⁰⁾

刑事事件に関する資料が、個人のプライバシーに関する多くの情報を含んでおり、その利用方法を誤れば関係者の権利を侵害する可能性が高いということは事実である。たしかに、市民や研究者が、その権利を濫用して、関係者のプライバシーを侵害する可能性がないわけではない。しかし、公的機関がプライバシーの保護を口実にして、行政事務の密行性を守ろうとする態度には根本的な反省が求められる。⁽³¹⁾ とりわけ、死刑の密行性を確保するために、死刑執行に関する一切の情報を秘密にし、一部の報道機関にだけ情報がリークされる現在の法務省の情報公開に対する消極的姿勢には疑問がある。

戦後の司法の民主化の流れのなかで産声を上げた裁判の公開原則と裁判記録の閲覧制度が、40年を経て記録法の制定などによって、ようやく記録の保存・保管の前提ができた。国民の知る権利の台頭と情報公開の流れのなかで、情報公開は新たな局面を迎えている。情報化社会におけるプライバシーの保護という難問にも直面している。いまや、裁判記録の公開問題は、法律学者のみならず、広くわたしたち市民や学術研究者にとって共通の課題なのである。⁽³²⁾

第3章 追悼 牧野正さん

はじめに

2009年1月29日、牧野正さんの死刑は執行されました。その頃、私が思ったことをお話しさせていただきます。

(30) 浅古弘＝竹澤哲夫＝中山幸二＝安藤正人「シンポジウム・司法資料保存の歴史と現代的課題」（早稲田法学 69 巻 2 号、1993 年）71～199 頁参照。

(31) 津田賛平「刑事確定訴訟記録の閲覧と報道・著作」（研修 555 号、1994 年）15～62 頁参照。

あまり大きな観点からの話はしばらくできないと思っているのですが。法務大臣は、執行されても当然のような極悪非道な人間だといわんばかりの会見をしました。私は執行のあった次の日、福岡拘置所で棺前教戒という実質的な葬儀に参列させていただきました。その時には追悼の言葉を述べる機会がありませんでしたので、みなさんに牧野正さんという人はどういう方だったのか、死刑に値する人なのか、ということをお考えいただくためにお話をしたいと思います。

1 生い立ち

牧野正さんは1950年1月15日に門司に生まれました。当時まだ北九州ではなく門司市になります。お父さんは天ぷらやさんでした。九州の天ぷらは東京で言うところの薩摩揚げです。お子さんが何人かいらっしやったのですが、夫婦仲が悪くなり離婚されました。お店におられた店員の女性が後妻に入られます。前の奥さんの子供たちの面倒は見ないということが再婚の条件の一つだったようで、お義母さんにご飯を作ってもらったことはないそうです。

小学校4年生ぐらいから学校をさぼるようになります。いい先生がいて、学校へ来させるためにいろんな努力をされて、彼は足が速かったので、マラソンの大会があるので来てみないかと誘ったら出席するようになった、というようなことがあったそうです。4年生の通信簿を見ると、かなり出

(32) 以上のように、検察官の「意見書」および「釈明書」における主張は理由がないばかりか、申立人の学術研究および教育活動に対する悪質な妨害を含むものであり、刑事確定記録の閲覧等を通じて、情報の公開に真摯に対応しようとしている法務省の姿勢にも矛盾するものである。

裁判所においては、このような事情をご理解いただき、検察官Kに対して、早急に「死刑確定記録」および「無期懲役刑確定記録」の全面的な閲覧およびフォトコピー等の方法による謄写の許可を命じていただくようお願いいたします。なお、今回の釈明書において明らかになった検察官の学問の自由に対する重大な侵害行為を明らかにするため、検察官に情報収集活動の経緯を釈明し、関連する証拠等を開示するよう命じていただきたいと思います。

席しています。

中学に入って、ベビーブームの中の学校も過密状況だったんですが、その中で体が小さかったものですからいじめられるんですね。中学2年の時に番長みたいな人にいじめられそうになって、鉛筆を削るために持っているナイフで抵抗しました。暴力を振るおうとした人の手のひらに傷が付いた。それで、こいつなかなか根性があると思われた。彼はいつも、外に出るときは、ナイフとか包丁とか護身用に持つようになりました。中学校の2年3年の頃からほとんど学校へ行っていません。中学校を卒業して、街で遊んでいて何度も補導されたりして、保護観察処分を受け、初等少年院、中等少年院、特別少年院と、フルコースでした。19歳の時まで、その種のほとんどの施設を通過しました。

2 無期懲役事件

特少を退院して、少年院の時に知り合った友だちと福岡で遊んでいたりました。久留米に出かけて、盗みをしたりしていたわけですが、友だちとも分かれて金もなくなって、門司に戻って商人旅館に進入しました。宿泊者二人が寝ている部屋に侵入し、背広の中から財布を抜こうとした。それに気づいて起きた人が止めようとした。その時、護身用に持っていた包丁でその人を刺す。もう一人の人も気づいたので刺した。一人が亡くなって、もう一人が重傷。19歳の時に強盗殺人と強盗致傷で家庭裁判所に送致されました。家裁では審判中に成人になり、検察官に送致（逆送）されて福岡地裁小倉支部に起訴、無期懲役の判決を受けました。その時の弁護士は国選で、彼の話によれば一回しか接見していないそうです。国選でやってくれる弁護とはこういうものなんだと諦めたそうです。

無期懲役の判決に対して弁護士は控訴の申立をしました。しかし、その時点で国選弁護士としての地位を失うこととなりますので、弁護士の支援はない。小倉拘置所に裁判所から文書が来たそうです。控訴趣意書を書かなければいけないと書いてあったので、罫紙を20枚、売店で買ったそうです。いざ書いてみようということになると、どうやって書けばいいか分

からないのでめんどくさくなって控訴を取り下げた。

フォーラム 90 のアンケートにも「面倒になり、早く楽になりたい」と書いてくる人がいます。なにが面倒なのか？ 生きることが面倒なのか？ 控訴趣意書を書くのが面倒なのか？ それは分かりません。とにかく控訴趣意書を書くのがいやだったことは間違いありません。控訴の取り下げをしました。取下げは拘置所長に書面を提出すれば日本の法律では控訴を取下げたことになり、無期懲役が確定しました。

その後、熊本刑務所に収容され、無期懲役囚として服役します。熊本刑務所は LB 級という施設で、長期の刑期で犯罪傾向の進んだ人たちが収容されている施設ですから、20 歳そこそこの少年が収容されてどういう体験をしたのか、想像するに難くはないんです。最初、彼は無期懲役というのは終身刑だと思っていたので、非常に荒れていて指導にも従わない。ところが、あるとき熊本刑務所で「典子はいま」という映画を観ました。サリマナイドのお嬢さんが一生懸命水泳を練習して、海を泳いで行くところが最後のシーンになるのですが、こういうハンディキャップを持っている人でもがんばっているのに、自分がこういうような墮落した生活をしてはいけなないと考えて一生懸命生きるようになったと言います。

3 死刑事件

16 年 8 ヶ月服役し、模範囚ということで、仮釈放になって社会に出てきます。お兄さんが仕事を紹介してくれて、小料理屋さんで一生懸命働いたものですから評価されます。職場で知り合った女性と結婚をして若松の方に居を構えます。2 年数ヵ月、まじめに生活をしていました。下関に競艇があるんですが、職場の同僚が連れていってくれたのが契機となってギャンブルに手を染めることになって仕事も休みがちになります。当然、利子も払えない。車の免許を取って軽自動車に乗っていたんですが、借金で首が回らない状況になってしまいます。

精神科医の診断では、先天的あるいは後天的な原因で脳の一部に損傷があるそうです。牧野さんは、ストレスがかかると非常に頭が痛くなる。何

か辛いことがあると問題から逃げる。耐性がない人格形成をしてしまったと鑑定医は言っていますが、そういうようなこともあって、頭痛がすると言って鎮痛剤を一瓶飲むような状態になっていました。もうろうとした意識の中でいろんなことをするのが常態化していました。日本で売っている睡眠薬には依存性があります。飲み始めると止まらなくなります。そういう薬を使っていたわけです。ある日、競艇で負けて門司港に戻ってきた。お金がない。どうしよう。ガソリン代もないということになりました。道を歩いていたおばあさんがビルの裏に入ったときに後ろから殴って気絶させ 500 円を窃盗します。その後車で普段通勤するときおもしろい家だなあと思っていた八角形の真っ白な家があったことを思い出す。この家はどうなってるんだろうと入ってみると、中庭のドアが開いている。すっと入って中を見ていると、そこに若いお嬢さんが出てきて対峙することになった。「あなた誰」という話になりまして、これはやばいと殺害したというのが検察官の主張です。

接見の時にうかがった限りでは、そこは覚えてない。記憶がありません。行ったら死んでいたと言うのです。そのお嬢さんと対峙したことは覚えているような気はする。血塗れになって死んでいるのも覚えている。しかし、そこらへんの記憶はないと言っていました。裁判では検察官の主張が認められて一番は有罪ということになりました。

私は当時北九州の大学の教員でしたので、学生と一緒に公判が始まった直後から傍聴していました。4 回目の公判だったと思います。実は私はやってません、覚えていないのですと突然法廷で言われました。その時の驚きは今でも思えています。「大変なことになったね」、とゼミの学生たちと、公判後の喫茶店での検討会で話しました。

次回公判までに弁護士ともきちんと相談しておくように、と裁判官に言われました。どういう相談をしたのか分かりませんが、次の公判廷では「やっぱり僕はやっていました、自分がやっていないというようなことを言うと、自分の家族に危害が加えられる可能性があるので僕はやってます」と言うのです。因果関係がどういうことなのか分かりません。そうい

うことを公判廷でつまびらかにすることが必要だと思いました。ところが、公判の流れでいうと犯罪事実の立証はほぼ終わった形になりました。問題は弁護人が申請する精神鑑定ということになります。

牧野さんは、非常に賢い人です。収容施設で育った人にありがちな傾向ですが、彼は私がしゃべる前に私が何を考えているのかを気取って、探り探りしながら私が期待しているようなことを言うてくる。そういう鋭いところもあったのですが、事件についてや自分の命については感情の部分でのずれとか揺れとかいうものが見られない。弁護士さんは、こんなに重大な事件、自分が死刑になるかもしれない事件なのに、心が揺れないのは何か心に異常があるのではないか、ということで精神鑑定を申請しました。

いくつかの事項を指定して、精神科医の福島章先生に鑑定を依頼しました。福島先生著書にこの事件についても書いてありました。反社会的人格障害だという鑑定をしていますが、人格障害という判定です。日本の現状では、人格障害では責任能力にも、限定責任能力にもなりません。福島鑑定の最後には、被告人は、極刑の判決を受けたときには退行現象が生ずるおそれが高いと述べています。退行現象というのは子供返りというような言葉で表される現象です。いやなことに直面したときに子供に返ることによってその事実直面するような心理状態です。明日試験だという日に眠くなりませんか、これはある種の退行現象です。1年数ヶ月の鑑定留置後、小倉に戻ってきて、1993年10月26日、死刑判決を受けます。

4 死刑判決

判決公判は、福岡地裁小倉支部201号法廷でした。支部で一番大きな法廷でしたが、満杯になりそうだということで、傍聴券が配られることになりました。森田裁判長が、「被告人前へ出なさい、これから判決を言い渡します。理由」と言ったとたん、私は背中に鳥肌が立つような感覚を覚えました。新聞記者が傍聴席から立ち上がって外へ走って行きました。死刑判決は慣行として主文を最後に読むことになっています。理由から始まっ

たことで死刑だと思いました。私は裁判長が読む判決があまり頭に入ってきませんでした。死刑を言い渡している人の共犯者だとその時感じました。

いろいろ問題のある裁判なのに死刑の判決が言い渡せるのだろうかという疑問を持ちました。福岡の弁護士さんに「分からない部分については徹底的に争って下さい。僕らが法廷で傍聴したときの記録を全部お渡しします」という話をして、了解を得ました。ところが、同年11月17日の6時のニュースの時に牧野死刑囚、控訴を取り下げというニュースが流れました。そんなわけではないと思いました。

5 執行に至る経緯

担当の弁護士さんにも電話をしたところそれは事実でした。「これで死刑が確定しちゃうんですか」とうかがったら、「そうだ」ということです。なんとかできないだろうか、といろんなところに電話をしましたが、方法はありませんでした。弁護人もいません、その時初めて、判決を言い渡した後、国選弁護人は解任され、弁護権保障の空白が生じることを知りました。日本国憲法ではお金のない人でも弁護権は保障されると書いているのに、判決が確定する最も重大なときに弁護人が不在なのです。何とかしなくてはいけないと思い、いろいろな方と相談して、福岡弁護士会に人権救済の申立をして、暫定的にでも死刑が執行されるのを止めなければいけないと思いました。弁護士会の方でも人権委員会が調査をしてくれるということになりました。

その後、いろいろのことがありました。人権救済の申立て後、人身保護請求をして、福岡拘置所から医療刑務所に移管する請求をしましたが、これも棄却されました。その後、控訴の取下げの無効を主張して、弁護団を組んで公判再開の申立を福岡高等裁判所にしました。これもだめでした。異議を申し立てて、最高裁までたたかいましたが、だめでした。

そのあと再審請求をしました。日本の法律では再審を開始するためには無罪だということを明らかにする新しい証拠を提出しなければいけない。すぐには見つかりません。疑いがあつたらもう一回やって下さいと言うだ

けで、再審をしてくれればいいですけど、再審の門はそう簡単には開きません。私の鑑定書を新証拠として提出して再審請求をしました。裁判所には真摯に私たちの主張を検討していただきました。しかし、一貫して言っているのは、日本国憲法は被告人に弁護権を保障しているが、間断なく弁護人が付いている必要はないということです。死刑の判決を受けて心が揺れているときでも弁護人がいなくてもいいということです。ここはおかしいと思います。恩赦の申立ても2回しました。それも認められませんでした。

本日初めて公表するお話があります。数十年前の門司の強殺事件の時、牧野さんは控訴を取り下げています。その時の控訴申立書の署名が本人の署名ではない。当時の旧姓難波正の正という字が楷書体ではなく草書体の正になっている。記録を読んだ限り、草書体の正はそれだけなんです。これは誰かが書いたのだというのが私たちの結論です。だから当時の取り下げは無効です。もう一度調べて下さいと裁判所には言いました。ところが、私たちの知らない間に検察から意見書が出ていました。検察は4つの資料を出して、難波正と書いてある難波という字が似ている、正という書体は違うがこれは同一人のものだ。その時添え書きしている刑務所職員の供述調書も出ていました。当時のことは覚えていませんが、でもここにこの紙があるということは彼が書いたのに間違いはありません。職員は、記憶はないけど署名があるから書いたのに間違いはないと言っている。これではおかしいと異議申立てをしたのですが、2008年12月15日でした。同月20日に即時抗告をしていたので、執行はないだろうと思っていました。しかし、1月余後に死刑は執行されました。大失敗でした。これは私たちのミスです。無期事件の取下げ無効ではなく、再審にしておけばよかったです。

6 死刑執行

2009年1月30日の棺前教誨には参加させていただきました。拘置所側のご配慮だったのだと思います。ご導主がお経を唱えられ、最後に献花をしました。お顔も拝見しました。安らかな顔でした。ただ、首に赤紫の傷がありました。その時の首の赤紫の線が、僕の頭から消えません。本当に

申し訳のないことをした、と思います。

その日、私たちは、所長の車に乗って葬式が営まれる中庭と外部を遮る門扉が開くまでの間、門の前で待っていました。その時です。ホオジロだと思うんですが、焦げ茶色の鳥が私たちの車の右側でチョンチョンと跳ねていました。門が開くすこし前に鳥はヒューッと飛び去りました。ところが、しばらくして戻ってきました。そうしたところ門がガーと大きな音をたてて降ると鳥も中に入ってきました。

式が終わり、霊柩車に棺が運ばれました。出発するときにプアーというクラクションの音が鳴りました。門が開いて出ていきました。彼は19年前に自由を拘束されそれ以来、刑事施設から外へ出たのが初めてです。亡くなって、やっと自由になれたのです。

裁判でミスをしたということで申し訳ないと思っていますしかし、私はもう一つ申し訳ないことをしたと思っています。フォーラム90のアンケートの中に、「面倒になった」、「疲れた」という主旨のことを牧野さんは書かれています。控訴の取り下げをしたということなのかもしれませんが、最近の心境が疲れたということだったのかもしれない。

1995年に初めてお会いしたとき、一緒にもう一回裁判で、牧野さんの言いたいことを言いましょうと説得しました。僕が説得しなければこんなに苦しい思いを10数年しなくてもよかったのかもしれない。彼は判決が出た後、3度法務大臣に、早く処刑をしてくれ、と手紙を出そうとしています。死刑の判決が出た以上、当初は男らしく死ぬんだと考えていたそうです。

彼は精神を死の方へ向けていこうと努力していました。しかし、身体は生きようとしている。「死のうと思っても、おなかが減って、ご飯を食べるものなんですよ」と、おっしゃっていました。そして頭が痛くなって気持ちが悪くなって吐くんです。そういう生活を続けていたんです。だから、法務大臣に早く死刑を執行して下さいと言いたかったんです。そういう状況にあったときに、一緒に戦いましょうと私が言って更なる苦痛を与えてしまったのかもしれない。死刑が執行されないならば、命を守ってるんならば、そうい

う辛い思いをさせたとしても仕様が無いと思っていました。しかし、私たちのミスで執行されてしまったんだとすれば、それは私たちの罪です。最後にお別れをするときに、「お疲れさまでした」、と申し上げました。

おわりに

大学人としての第一歩をあゆみだすきっかけを作っていただいた北九州での経験を紹介させていただきました。大学教員である研究者には、学生さんという実験室と応援団がいます。おそらく、彼らがいなければ、わたしは研究者を続けることはできなかったでしょう。悩んでいるとき、壁にぶつかったとき、挫折したとき、そして四面楚歌のような状態になったとき、ゼミ生たちに何度救われたことか。

就任直後、行政的仕事、要するに雑用のために、研究や教育が思うように進まなかったときのことでした。研究室が隣の安部博純先生に「授業の準備のために研究が思うように進まない」と愚痴をこぼしたことがあります。安部先生は「石塚さん、研究が面白ければ、学生さんたちに話したいことがあるはずですよ。研究を頑張ればいいのですよ」と言っていただきました。わたしはそれを契機に『北九州大学法政論集』に連載を始めました。数回途切れたことがあります、年4回論文を掲載させてもらいました。

今回、お招きいただいた法学部開設50周年講演会にゼミの卒業生たちが来てくれました。そのうちの一人が次のようなライン・メッセージをくれました。最後に彼のメッセージを紹介して終わります。

今日は恩師の講演を聴きに、卒業した大学へ。開始ギリギリに会場に飛び込み、セーフ。軽快でピリリとスパイスのきいたトークが懐かしかった。

先生は時々「赤嶺、あのとき（移籍することを伝えたとき）怒ってたよな～」と言う。たしかに、当時は言いようもないかなしさを感じたけれど、今は1年だけでも先生のゼミで学べたことを感謝している。

犯罪は社会が作り出す。

障害も社会が作り出す。

わたしの死刑との闘い（石塚）

だから、社会を良くすることが必要だ。

そんな思いが自分の根っこに生まれたのは、先生のおかげです。

ありがとう。

2023年6月 東京高輪の柘榴坂の事務所にて

本稿は、法学部創設50周年記念として、2023年6月15日に開催された法学部特別講演会の記録である。ご多忙中にもかかわらず、ご講演をご快諾いただき、長年、本法学部へご尽力いただいた石塚伸一先生に心より御礼申し上げます。

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. LI No. 1 / 2

October 2023

**Mein Kampf gegen die Todesstrafe:
Es begann alles in Uni. KITAKYUSHU**

ISHIZUKA Shinichi